

# 平成20年塩尻市議会6月定例会

## 総務環境委員会会議録

日 時 平成20年6月16日(月) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第3号 監査委員の選任について

議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第9号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費

議会第1号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書

議会第2号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

請願6月第2号 憲法で保障された国民の生存権を守り、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願

陳情3月第3号 保険業法から共済制度の適用除外を求める陳情

陳情6月第1号 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のまちづくり宣言」採択にかかわる陳情

### 出席委員

委員長 中原 巳年男 君

副委員長 今井 英雄 君

委員 古畑 秀夫 君

委員 金田 興一 君

委員 鈴木 明子 君

委員 塩原 政治 君

委員 永田 公由 君

委員 中原 輝明 君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

主事 大村 一 君

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。ただ今から6月定例会の総務環境委員会を開会いたします。本日、委員は、全員出席しております。報道機関、それから市民等から傍聴したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 議事に入ります前に、この4月に役職、あるいは、担当の替わった職員のみ、御紹介をお願いしたいと思いますが、ありましたらお願いします。

[ 職員自己紹介 ]

**委員長** これから議事に入りますが、直接、議案に係わらない職員の方は、適宜退室していただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

**理事者あいさつ**

**委員長** 審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いいたします。

**副市長** おはようございます。ただいま、自己紹介をさせていただきましたけれども、4月の人事異動によりまして、一部職員の異動がございまして新体制になりました。皆さま方に何かとお世話になりますけれども、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。本委員会に議案としてお願いしてある案件につきましては、人事案件2件、予算案件1件でございます。それぞれ担当課長等から詳細な説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。お世話になります。よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、付託案件表のとおりですのでよろしくお願いいたします。本日の日程について副委員長からお願いします。

**副委員長** 本日、終了後の懇親会ですが、17時45分からあさひ館で行います。多数の参加をお願いしたいと思います。終了後の視察は、今回は、なしでありますのでよろしくお願いいたします。一応、早く終わっても昼食を用意しておりますので、委員の皆さん、それぞれよろしくお願いいたします。

**議案第3号 監査委員の選任について**

**委員長** それでは議案第3号、監査委員の選任について説明をお願いいたします。

**人事課長** 議案関係資料をお願いしたいと思います。議案関係資料の5ページをお願いいたします。議案第3号、監査委員の選任につきましてでございます。

提案理由につきましては、監査委員の選任について、「地方自治法」第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。この「地方自治法」第196条第1項につきましては、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に対し、すぐれた識見を有する者のうちからこれを選任するということになっておりますので、付け加えておきます。

2番目の概要でございます。監査委員3名がおりますけれども、このうち識見を有する者のうちから選任いたしました荻上弘美氏が平成20年7月17日に任期満了になることに伴いまして、再び、荻上氏を適任者と認めまして、選任しようとするものでございます。任期につきましては、平成20年7月18日から4年間の予定でございます。

略歴につきましては、次の6ページをお開きいただきたいと思います。略歴書がございます。下の略歴というところを御覧いただきたいと思いますけれども、会社員というのがございますが、八十二銀行を退職いたしまして、大門公民館二番町の分館長、副区長を歴任されまして、平成16年7月18日に監査委員に選任されました。その後、平成17年10月1日から塩尻市の代表監査委員として現在にいたっておるものでございます。この間、書庫、機の鍵、公用車

の使用、会計書帳票等、細部にわたる検証等をしていただきまして、再任ということで認めていただければということで提案したものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

**委員長** 委員の皆さんから何か質問等ございますか。

**中原輝明委員** 少し事務局に聞きたいが、今は、話はわかったが、委員長という立場の中で、監査委員というのは、委員長は1人で、どこへでも勝手に行って、勝手に監査をするわけですか。処遇はどうなっているの。事務局はいなくてもいいの。

**委員会事務局長** 監査委員は3人おりますけれども、独任制なものですから、1人でやることは、構わないこととなっております。事務局へも、一応、声をかけていただくわけでございますけれども、たまたま、事務局の都合が悪いときには、同席しないということもございます。

**中原輝明委員** 甚だしい説明だが、たまたま事務局がうんぬんでなくて、事務局は、当然、いて、その場所を確認しなければいけないのではないの。違いますか。自転車でも何でも行って、どんどんそこへただ行って、やればいい。しかし、それは限界があるのではないですか、違いますか、監査の方法に、自分でやる場合はいいが、しかし、勝手と言っても監査の日程があって、初めて、それぞれの書類を持って来てやるわけだから、黙って、突然に行って、入っていて、ああでもない、こうでもない。これは、違うと思うがどうですか。いつでも勝手にやっているのですか。それをはっきりしてください。

**委員会事務局長** 先ほど言いましたように、独任制なものですから、事務局に声をかけていただく。実は、今朝も、午前7時20分から庁舎の1階2階の施錠状況をやりまして、たまたま朝だったものですから、私と庶務課長が同席してやったというような状況でございます。以上です。

**中原輝明委員** 今まで、過去には、そういう例が、あるか、ないか。

**委員会事務局長** 過去にはありません。たまたま、荻上代表監査委員は、熱心にやっていただいているということになるかと思います。

**中原輝明委員** 熱心はいいけれど、問題は、やることによって、ぴりっとしていいと思うが、限度があると思うかどうか。その辺は、ここに監査委員がいるので永田監査委員に聞くが、その辺の見解はどうですか。あなたたちもやりますか、そうやって。

**永田公由委員** いいえ、やっていません。

**中原輝明委員** やはり、その辺は、3人で話し合いをして、方法というものをやるべきでないかと、私は思うが、どうですか。

**永田公由委員** 今までとちょっとタイプが違う方なものですから、正直言って、私も、最初、入ったときは、面食らったのです。3人で行くときは、随時で行く場合もありますけれど、それは、ちょっと問題があったりとか、いろいろな話が出たようなところへ、3人と事務局と一緒に行って、見せていただいたりとか、そういうことは、年に何回かはやっています。ただ、代表の場合は、ほとんど常勤に近い形で、いろいろ監査をされているようなものですから、ただ、私たちの方から、やめるとか、いいとかということは、なかなか言えないものですから、その辺は、代表の見識の中で、やっていただくよりしょうがないと思います。

**中原輝明委員** 最後に、これは、お願ひしておくが、その他にやらなければいけないことは、補助金を出した団体をしっかりやるように。施錠も必要かもしれないが、それらの問題がどのように扱われているかという内容をしっかり精

査してやるべきだと、私は、そちらの方が重要だと思います。それだけ、付け加えて要望としておきます。

**副委員長** 今の件に関して、もし、代表監査委員が、よく自転車でうちの近所に来るものですから、そういう場合、もし、交通事故にあったら、その場合はどうなるのですか。

**人事課長** 非常勤の職員の関係につきましては、災害の保険はこちらで出るようになっていきます。もちろん、仕事の関係ですので、そういう形になります。

**委員長** ほかに。

この件につきまして、代表監査委員に荻上氏を再任することについて、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしということで。

**永田公由委員** 代表はまだ、監査委員だけです。

**委員長** 監査委員の選任については、全員一致をもって認めるものいたします。

#### 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

**委員長** 次に、議案第4号についてお願いします。

**人事課長** 引き続き7ページを御覧いただきたいと思います。7ページ、議案第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてでございます。

提案理由につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、「地方税法」第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。「地方税法」第423条第3項の規定につきましては、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務のある者、または、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任するということになっておりますので、よろしく御覧いただきたいと思ひます。

概要でございます。委員3人のうち、町田慎三氏が平成20年6月30日に任期満了となることに伴いまして、新たに上野敏勝氏を適任者と認めまして、選任しようとするものでございます。

上野さんの略歴につきましては、次の8ページを御覧いただきたいと思ひます。略歴書の下の方、略歴でございます。塩尻市の職員をしておりました。宗賀支所長、経済部農林課長、総務部税務課長、農業委員会事務局長、水道事業部長等を歴任いたしまして、現在は、囑託員としまして、塩尻市の床尾の浄水場の管理人として働いている者でございます。税務課長等を歴任しておりますので、固定資産関係につきまして、明るい者として選任をしたいというものでございますので、よろしく御覧いただきたいと思ひます。以上でございます。

**委員長** 何か、御質問、御意見、ございますか。

**鈴木明子委員** 直接、人事に係わるものでないですけども、固定資産の評価審査委員会というのは、開催状況はどんなふうになっていきますか。

**委員会事務局長** 今年度は、不服申し出は、まだ、ございません。過去、平成16年度に1件ございました。平成17年度、平成18年度は、ございませんでした。

**委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、議案第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 全員一致で、認めるものといたします。

**議案第9号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費**

**委員長** 議案第9号について、議題といたします。説明をお願いします。

**地域づくり課長** 補正予算書の10ページをお願いいたします。その中で、総務管理費、1款総務管理費、地域づくり振興費の中の負担金補助及び交付金、この中で、地域づくり振興事業費についてお願いいたします。

吉田4区の防災設備の充実を図る事業に対し150万円を、北熊井の北熊井太鼓に対し250万円を補助するものでございます。これは、吉田4区の自衛消防隊が財団法人長野県市町村振興協会の自主防災育成事業の対象となったことから、市を経由して150万円を交付されるものです。また、北熊井の太鼓購入事業が、財団法人自治総合センターの一般コミュニティ事業の対象となったことから、市を経由して250万円の交付がされるものです。以上です。

**健康づくり課長** その下の衛生費をお願いいたします。保健衛生総務費161万3,000円をお願いするものでございます。松本地域出産・子育て安心ネットワーク負担金161万3,000円でございます。これにつきましては、深刻な医師不足であります産科、小児科の医療につきまして、昨年8月から松本保健所管内の市町村長、医師会、県、信大を初めとする産科、婦人科の先生等による検討会が設置されまして、対応を協議してまいりました。当面、産科等をふやすことはむずかしいということから、この地域の産科、子育ての医療体制を確保するため、5月末、松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会を設置しました。

この協議会の事業といたしまして、1つには、病院、診療所の連携でありますとか、医療分担を推進する。2つとしまして、産婦人科医の連携を図るために、共通診療ノートを作成いたしまして、情報の提供をスムーズに行う。その費用、ノートですけれども4,500部作りまして、191万3,000円が必要となりました。3つ目としまして、分娩体制を維持するため、ハイリスク分娩に従事した医師への研究費を支給するというところで、1件あたり32,000円ということで、300件を予定しまして、960万円。4番目といたしまして、地域住民への広報活動を行うような事業を行うこととしております。

事業費総額で、1,176万3,000円ございまして、県の元気づくり支援金199万3,000円を充てまして、その残りを市町村で負担すると。一応、積算基礎につきましては、平成15年度から平成17年度の新生児数によりまして負担金を算定させていただいております。本市の場合は、全体の16.51パーセントということで、161万3,000円をお願いするものでございますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

**財政課長** 歳入についてお願いいたしますが、7ページ、8ページで申し上げます。一番目に、県補助金で合併特別交付金がございすけれども、これは、地域見守りシステム整備事業が該当になりまして、この補正におきまして、中継機を北小野地区も含めて130台、これが、2,080万円であります。それと、ゲートウェイ機が3台で、36万円ということでございまして、合わせて2,116万円に対しての交付金ということでございまして、事業費全体といたしましては、このほかに、取り付けの器具・機器等の関係がございまして、218万4,000円ほどございまして、歳出の方には、2,334万4,000円となっているものであります。

その下の前年度繰越金でございますけれども、財源として、繰越金のうち、当初予算には、3,500万円計上させていただきますけれども、ここで612万2,000円を追加させていただきたいものであります。

その下、一般コミュニティ事業助成金につきましては、先ほど歳出で説明のあったとおりでございます。

看板破損補償金でございますけれども、駅西にございましたワイン樽を用いた案内看板でございますが、今年の1月に、交通事故と言いますか、車がぶつかりまして破損をしてしまいました。昭和59年建設の大変古いものでありますけれども、その損害について交渉を重ねてまいりましたが、42万5,000円で確定をさせていただいたということでございます。

なお、6月補正全体につきましては、かがみになりますけれども3,170万7,000円を追加いたしまして、総額で263億170万7,000円としたいものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**委員長** これについて何か、質問はございますか。

**永田公由委員** 10ページの保健衛生費の関係ですけれど、事務局は、どこにあるわけですか。

**健康づくり課長** 事務局は松本保健所にございまして、会計の事務を行う者は、松本市にございます。

**永田公由委員** 先ほどの説明だと、産科をふやすことは大変むずかしいけれども、いろいろの広報活動とか、ハイリスクを伴う医者の研究費に充てていくというようなお話ですけれど、これは、今後ともずっと継続して、毎年こういった形で予算を発表されていくわけですか。

**健康づくり課長** 今、こういう方法でやった方が、一番よろしいかということで始めさせていただきまして、まだ、ノート等につきましても、今週末くらいにノートが出来てくるところでございまして、住民の方達にしっかり、こういうことが周知されまして、こういう方法が取れば、なるべく続けていければありがたいかなというふうに思っております。

**古畑秀夫委員** 8ページですが、地域児童見守りシステム整備事業の関係で、中継機、北小野を含めて130台だということでしたが、この前の3月の一般質問などでも、地域によっては、入らないところがあるというようなことで、その台数などは、ふやしているのかどうか含めて、ちょっとお願いします。

**財政課長** 今、いわゆる中継機につきましては、市内全体で400台。信大でつけていただいたもので20台、420台あるわけですが、ここで、補正で130台を加えるわけです。北小野地区を重点にしまして、あと各9校へ10台ずつくらいを予定しております。現在ついているものについては、学校と相談する中で、主な通学路を主体にして設置をしてありますけれども、御指摘の点もあって、信大も含めて、実証の実験をしております、確認をしておりますので、そういったことを踏まえた中で、プラスする10台については、受信をしにくいような地域が確定と言いますか、わかってくると思いますので、そういったところを重点に設置していくような形になろうかと思ひます。なお、では、どこまで設置すればいいのだという話が、当然あるわけですが、塩尻市じゅうに屋根をかけると言ひますが、ネットを全部張り巡らすわけにはいきませんので、そういった実証実験の結果も踏まえて、今後は、こういった形にしていくのか、どこら辺までを設置していったらいいのか、一番効率的で、効果的な方法について検討していきたいと考えています。

**副委員長** 今の地域見守りシステムの関係、前回、3月に私も質問しましたが、校区によって、私も山口議員もいますが、桔梗小の郷原校区は、1箇所もついていないということで、そういうアンバランスがあるのですが、今回は、それを是正するということですか。

**企画課長** 技術的な関係につきまして、大学連携の中で企画の方で担当しておりますので、お話しさせていただきます。

この6月25日から環境調査に入ることになっております。電波の届く範囲、電波の適正な配分、中継機が適正な配置がされているかどうかということ、この6月25日から、今、設置されているものについて調査に入りまして、それから外れている地域について、ただ今申し上げました増設する部分を入れていきたいということで、3月に委員さんから御指摘いただきました郷原校区につきましては、現状の中で、若干の補正はさせていただいたつもりでございますけれども、まだ、これも完璧なものでございませんので、今回の環境調査とあわせて、設置について、また、教育委員会教育総務課の方と連携をしながら教育委員会総務課で設置をすることになると思いますので、よろしくお願いします。

**副委員長** うちで孫が持っているのですが、現在、家から出ると、500メートル先の中継機の付近にいるみたいになってしまうのです。ある程度、うちのところは、電波が届くところなもので、500メートル先にいると玄関を出るとなるもので、調べると。結局、持っていても用はたさないということで、近所の皆さんも買ってもしようがないというようなことで普及はしないと思うので、こまめに、そういうことも要望しておきたいと思います。それによって、台数が増えるということで。10人に1人くらいしか持っていないということですので、そういうことで、よろしくお願いいたします。

**委員長** 関連で、当初、この企画自体が、協働企画部の方で始まって、今、こども教育部の方へ移っている部分と設置については協働企画部でやって、運用については、こども教育部というか、教育総務でやるように変更し、今、なっているわけです。その辺がどういうふうになっていますか。

**企画課長** 当初、大学連携の研究事業の中で始まった事業でございましたので、そういう形の中で、大学連携の中で、私共企画の方が、技術開発について援助をさせていただいたということと、設置については、総務省の実験実証事業という形の中で補助金をいただきましたので、私共の方で、この平成19年度にすべて設置をさせていただいたと。あとは、運用の段階に入りますので、これにつきましては、保護者等との連携等がございますので、教育総務へ移行をさせていただきまして、教育総務の方で、一部、文書の中で運用をさせていただいているという内容でございます。

**委員長** 先ほども課長の答弁の中に、教育総務との関係というのがあったのですが、だいぶ、保護者には伝わってきてはいるのですが、どうしても学校の近くではなくて、ほしい地域になかなか届いていないと。学校を出るときは、5、6人で一緒に出るのだけれども、3人、2人となってくるようなところになると、だんだんと電波が届きにくくなってきたり、今、エリアに入っていないということで、中継機をつけたりというのは、非常に大きなお金がかかりますし、全市を網羅すると相当な金額がかかってくると思うのですが、今後、これを継続されていくのか、今は子供だけですけれども、ある程度、高齢者の徘徊等にも利用できるような状況に計画をされているのかというのは、どんな状況でしょうか。

**企画課長** ただ今、前段の空白地帯につきましては、この6月の調査の中で、はっきりしてまいりますので、基本的には、半径350メートルという形の中で、設置をさせていただいていますけれども、町中ですとビルの影になって電波がうまく届かない、あるいは、逆に農村部に行きますとまわりに何にもないと500メートルから1キロメートル近くまで電波が飛ぶというような形の中で、電波が交錯して来てしまっ、違う中継機のところで拾ってしまうという場合も出てきますので、そういうことを、今回、6月にきちんと整備をしていきたいというぐあいに考えております。教育総務課では、ここで、現在使用している保護者にアンケートを取りまして、その使用状況、不便さみたいなものをつまびらかにしてまいりたいというぐあいに考えておりますので、それらを含めて、環境調査をする中では、重複している部分については、中継機を移動することも考えられますので、新設するばかりでなくて、移動ということも考

えられますので、そういう形の中でエリアを広げていくということについては、現行の中でも可能な部分があるかどうかと思いますので、そういうことを少し追求してみたいなというぐあいに教育委員会と相談をしているところです。

今後の利用につきましては、活用方法としてはいろいろ出て来ようかと思います。徘徊老人の現在地を調べるとか、そういうことも当然できる話でございますので、これらの活用については、今後の課題かというぐあいに思っております。

**中原輝明委員** 今の話の中で、地域別には、数はどのようなくあいにっているか、把握していますか。

**企画課長** 子機の状況ですか。子機を持っていらっしゃる状況ですか。

**中原輝明委員** 子機を持っている人です。

**企画課長** 地域別には、西小が25、東小が55、吉田小が55、桔梗小が75、広丘小が72、宗賀小が25、洗馬小が27、片丘小が27、木曾檜川小が11ということで、現在377。中には、すでに卒業されて中学生になられた方が3名おりますので、含めて377という状況です。

**中原輝明委員** 設置してみて、以前と変わった点か、効果があった点は、何がありますか。

**企画課長** 一部片丘小の方からは、この方は、非常に子供さんの行動をきちんとパソコンで見られている方でして、現状がよくわかるということで、利用についての感謝というか、そういう話もいただいておりますけれども、部分的には、先ほど、私がちょっと言いましたけれども、電波が届きすぎる場所と言いますか、そういうところで、広丘の通学路の子供が、片丘の中継機で電波を拾ってしまったということもありますので、そういうことも、今回の環境調査の中でやらさせていただきたいと思っています。

**委員長** ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、議案第9号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、全員一致で、認めることといたします。

### 議会第1号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書

**委員長** 次に議員提出議案、議会第1号、携帯電話リサイクルの推進を求める意見書についてを議題といたします。これについては、本会議でも説明がございましたし、事前にお手元に資料がありますので、何か、意見、質問等がございますでしょうか。

ないようですので、議会第1号、携帯電話リサイクルの推進を求める意見書については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、全員一致で議会第1号は、決すべきものと決めます。

### 議会第2号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

**委員長** 議会第2号、子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書についてを議題といたします。何か質問、御意見等がございますか。

**永田公由委員** 国の方では、まだ、動きが何かあるわけですか、国においては、これを承認するというか、この予防ワクチンを承認する方向で動いているのか、それとも全く動きはないのか。その辺はどうですか。

〔議案提出者の山口恵子議員から発言を求める挙手あり〕

**委員長** はい、山口議員。

**山口恵子議員** 現在、舛添厚生労働大臣が、まず、ガン検診の受診率が、日本の場合、特に低くて、12.9パーセントということで、受診率を50パーセント以上に上げたいということをおっしゃっています。

また、ワクチンの承認に関しては、一般ですと4、5年かかるものですが、これは、非常に大事なワクチンであるので、5年以内に承認できるように縮めていきたいという方向でいます。

**永田公由委員** 続けてですけども、このワクチンは、いつ頃、投与するのですか。例えば、年齢とか、そういったものがあるのかどうか。

**山口恵子議員** これは、予防のためのもので、治療のためのものではないので、感染する前が望ましいということで、若い年代、例えば、オーストラリアでは、12歳から26歳までというふうに言われています。まず、性交未経験者の若い年代に接種することが求められるということであり、感染する前ということでもあります。

**永田公由委員** 80カ国以上で承認されているということですが、副作用とか、そういったものは、報告はされていないわけですか。

**山口恵子議員** これは、とても安全で副作用も特に問題はないということで、これは専門家の先生から言われています。例えば、ワクチンですけども、例えば、ポリオワクチン、小児まひのワクチン、今、日本でやっていますが、これは、本物のポリオのウイルスを体に入れて、免疫抗体を作らせるものですから、感染のおそれがあるんですけども、このHPVワクチンというのは、ウイルス自体が入っていくワクチンではないので、安全性も高く、副作用はほとんどないというふうに言われています。追加して、効果も100パーセント有効であるというふうに言われています。

**委員長** 提出者がいますので、ほかに質問があれば、ありませんか。

それでは、ないようですので、議会第2号、子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議会第2号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

## 請願第2号 憲法で保障された国民の生存権を守り、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願

**委員長** 請願第2号、憲法で保障された国民の生存権を守り、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願についてを議題といたします。これについて、質問、御意見、ございますか。

**鈴木明子委員** 意見ですけども、やはり、非常に不十分な準備というか、問題点を解決しないままに、この制度がスタートしているところが非常に問題であります。それと同時に、この制度が決まってくる段階も、非常に国会の議会の多数ということで、強行採決の中で、こういうものが決まってきたということで、国民に対しての説明も、やはり十分なされなかったし、準備もその後、それに対する反発の声が広がる中で、見直しの方へどんどん行っているというようなことなのですけども、そういうことではなくて、やはり、ここは、きちんと中止をして、本来あるべき姿について、あるいは、この制度の問題点について、きちんと国民の目に見える前というか、強行採決というようなところ

を考えたところでも、その原点に戻って、前の制度に戻した段階で、あるべき姿について、きちんと議論をしてほしいということで、この請願のとおり国に対して意見書を上げていきたいと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

**副委員長** 事務局にちょっと伺いますが、今回、また、80万円以下の所得の人が9割減額とかいう、そういうふうな、そのたび、ころころ変わってきている。事務的にはとても複雑になると思いますが、今まで、2割、5割、7割、今度は9割になりまして、事務的に、そういう方を認定するためには、大変労力がいると思いますが、それに関して、どのような扱いを今までやってきたかと、どんどん変わる、こういう対処の仕方についてお願いしたいと思います。

**市民課長** 現在、課税方法につきましては、国で示すソフトを使いまして、後期高齢者の関係は、実施しております。今回、7割が9割になるという見直し案が出ておりますけれども、それに伴いましては、まだ、そのソフトが改修されてくるまで実施はむずかしいのではないかなと思います。これの関係のソフトの費用ではありませんけれども、見直しに伴います国のソフトの事業費が、平成21年度、約8億円予定をしているというようなことが新聞には出ておりましたので、平成20年度対応として、9割部分のものをやるとなれば、手で抜いてくるという形になるうかと思っておりますけれども、それもまだ、詳細については、操作の変更等も来ておりませんのでわかりませんが、更に、事務には時間がかかってくるということは思っております。

**副委員長** 前回の3月の議会のときもありましたが、説明を求めると、向こうから指示が来ないとわからないとか、そういう回答が、多分、多くあったと思いますが、そういう中で実施されたもので、今、皆さん御承知のとおり、世の中の混乱している原因だと思しますので、一応の見直しなり、凍結なりして、みんなで、また、よい知恵を出すというか、そういうふうに出した方がいいと、私は感じておりますので。

**金田興一委員** この後期高齢者医療制度の請願の関係は、3月の議会でも類似のものが出されて、その時にも、当然、今、指摘があったような不十分な準備だとか、いろいろな問題が山積をしているという、そういう意見を承知の上で、やはり、現状だけでは、将来の医療制度、そのものについてもいろいろな部分で禍根を残してくるということから、不十分なものではあるけれども、走りながら考えようということで、あの請願については、不採択をしたという経過があったと思います。今、確かに、参議院では、廃止の議決がなされておりますけれども、また、一方では、見直しという部分についても、今、取り組まれているということで、私自身とすれば、もう少し政府がどのような内容を示すのか、そのものの中身を見極めた上から判断をしたいということから、今回については、継続扱いが妥当ではないかと、そんなふうを考えます。

**鈴木明子委員** 今、制度がスタートしているので様子を見ていくというか、政府の手直しなどについても様子を見ていくという意見もありましたけれども、しかし、この制度自体は、高齢者の人口がふえれば、そして、医療が進んで、一人あたりの医療費が高くなるような、そういうことが起これば、必ず保険料が上がっていくという仕組みを持った制度なので、その仕組みそのものをなくさないで、手直し、手直しということでは、今、現場の答弁にもありましたように、本当に、いろいろな朝令暮改ではないですけど、いろいろなことが出てくるたびに、現場の事務作業が非常に複雑になっていくというようなことが考えられますし、特に、この制度の問題点というのは、老人人口がふえれば、負担がふえるというような仕組みということで、これで、十何年後ですか、2025年にその計画の目標、8兆円のうちの5兆円を老人医療費を削減することで達成するというような、そういうことなのですけれども、そういうものを本当にやっていかれたら、今、現役で支えていた人たちも、その時になれば、75歳以上の後期高齢者になって、また、その時は、その時の負担を受けていかなければいけないという、本当に矛盾している根本があって、そこを直さないまま、

先へ進めれば、2年ごとに見直ししていくということですので、そうなれば、9割、例えば、減免があったとしてもふえていくということに変わりはない仕組みなので、やはり、このところは、本来、それでいいのかということも含めて。

それから、財源のことも言われましたけれども、財源については、今、各省庁が特に社会保険庁などもそうですが、厚労省管轄のいろいろな省庁で無駄遣いというものが明るみに出てきて、国民の怒りを非常に買っているところなので、本当に無駄遣いを改めて、それでも財源がないっていいのかどうかということなのかも、国民の見ている前で、国会の中できちんと議論をして明らかにしていく必要があると思うので、そういう意味でも、老健制度に戻すということ自体は、特別な支障がないことだと思うので、それを、私たちが求めていく、自分たちで抑制するのではなくて、こういうことが必要ではないかという声を上げて、きちんと国会で審議をさせるということの意味で、この意見書を上げるということについては、問題はないのではないかと思いますけれど、どうでしょうか。

**古畑秀夫委員** 私も本会議の場で、後期高齢者医療制度は、中止をして新たな制度にすべきでないのかということで発言しましたが、75歳以上の高齢者だけ集めてやっていくという制度そのものが、持続可能なのかどうかということ、将来のことを見ても、今、鈴木委員も言っていましたけれども、おそらく長続きしないと思うし、すでに、発足してわずか2カ月ちょっとで、大きな見直しをしなくてはいけないというようなところから見て、これは、一たん、やめてと言っても、すぐ明日からやめるということではなく、来年の4月からやめるということで、その間に、いろいろな議論を進めることはできると思うので、ぜひ、今からこういう形で意見書を上げて新たな制度を作り直した方が、全体の議論を通じて、市長の答弁にもありましたけれども、そういうことでゆくべきではないかなということでは、私は賛成の立場でございます。以上です。

**塩原政治委員** 確かに、10年かけて作ったとは言え、非常に不足があるということは、感じますけれど、但し、政令ができたときに、反対したのは共産党さんだけかな。という中で、他のほとんどは賛成している、そしてできた法案である以上は、やはり、金田委員が言ったように、もう少し見守るべきではないかなという意味では、継続かなという気がします。

**鈴木明子委員** やはり今度の制度がスタートしてみて、年寄りがすでに医療費抑制に参加させられざるを得ないような状況になって、わしが医者に行けば、先生に迷惑がかかるかもしれないというような、そういう心配まで年寄りにさせている現状で、こんなふうに、今の段階でも医療費抑制になっていく。今、実体、医者にかかるのが減ったとしても、本当に悪くなって担ぎ込まれたときには、非常に命に関わる状態で入院するとか、そういうようなことが発生する。医療に関して言えば、早期発見早期治療に勝るものはないということは、ここ何十年来、いろいろな自治体が実施してくるなかで、検証されていることでもあるので、それを抑制してしまうようなことにつがるこのことは、やはり、猶予がないことなので、今、決断しても、来年4月から中止させるのには、その準備をしていかなければ、着々といかなければいけないわけで、やはり、このところは、地方からの意見というものは、国会を動かす大きな力になると思うので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

**永田公由委員** この制度は、本来、モデル地区を作って、最初にスタートして、少しずつ検証しながらやって、それから全国的にやれば、悪いところも改善されたり、いろいろしたのだけれど、その辺で、政府のやり方というのは、ちょっとまずかったというふうに思いますけれど、ただ、もう、2000年に医療制度を改革していかなければ、国保も、老人保健も、制度疲労を起こしていて、これでは、日本が誇る国民皆保険制度というものが、根底から崩れてしまうと

いう議論のもとに、こういった新しい制度が作られたと思うのです。制度というのは、これだけ大きい制度を作る以上、100パーセントでスタートするということは到底無理で、必ずどこかに欠陥が出てくるのは仕方のないことだと思うのです。今の福田首相の親父さんの福田赳夫首相のときに老人医療費の無料化というのをやって、それが、医療費の増大にどんどん膨らんでいって、薬を米粒のように、ご飯と同じように、そこら中の医者から薬をもらってきて、ごみ袋に入れて出していたという時代もあったわけです。そういったことをどこかでなくしていかないといけないということと、医者が非常に高額所得者で、どんどん金持ちにするなら医者にしると言われるくらいの時代があったときもあったのです。だけど、そういったものをどこかでなくしていかないとということでこの制度がスタートしたと思うのです。確かに、これだけの混乱を招いている以上、本来なら凍結をして制度自体を見直していかないといけないのですけれど、でも、始まって、動き出しているときに、これを中止とか、撤回とかいうと、この制度のためにかけた何十億円というお金は、また、かけ直さないといけないわけです。そういうことを考えた場合、やはり金田委員が言われたように走りながら直していくよりしょうがないかなという気がします。ただ、本来、参議院で多数を持っている野党の方で、中止撤回しろと言って、今、衆議院に来ていて、衆議院で審議が行われるかどうかわかりませんが、自民党の中にも凍結しろという意見もありますし、いろいろな政府与党の中でも割れていることは事実なものですから、これが、もし、政府与党の指導で中止撤回になる可能性もないこともないわけです。そういったことを考えた場合に、私は、中止撤回というのは、ちょっとどうかと思うのです。制度は、もうスタートしていますし。例え、低所得者であっても、医療費に関しては、例え、100円でも200円でも、保険料というものは、私は払うべきだと思います。確かに、国保でも56万円から生保の人たちは払っていないのですけれど、ある程度の医療費の負担はしていかないと、これから、どんどん超高齢化社会になっていったとき、一体、誰がその医療費をみていくかということなのです。公費負担と言っても税金です。いわゆる働いている人たちが払っているわけなのです。今回の場合1割負担ですよね。10兆円の医療費のうち5兆円が公費で、4兆円が、いわゆる現役世代が負担して、あとの1兆円を対象者に払ってもらうということで、所得制限からいろいろかけて、保険料を算出して、それではまずいということで、今、負担軽減とかいろいろ言われているものですから、どこかでは、きちんとしたものにしていけないといけないことはわかるのだけれど、始まった以上は、ある程度、見直しを進めながらやっていかないと、このままで、日本の国が、2025年、2050年にいったときには、国民皆保険制度というのは、完全に崩壊してしまうと思うのです、どこかでやらないと。私は、先ほども出ていますように、これに関しては、国の動きがわかりませんので、継続ということとしておきます。

**委員長** 非常に重要な問題ですし、国を上げて国民、みんなを巻き込んだ問題でしたので、少し時間を長く取りましたけれども。

**中原輝明委員** 事務局に聞きたいが、県下はどのようなくあいですか。

**議会事務局主事** 県下19市の調査をしてございますので、発表させていただきますが、現在、同様のこのような請願、陳情、どちらもですが、意見書を提出して下さいという請願、陳情が12市ございます。そのうち、時期が、昨年12月に出ているものと、この6月に出ているもの、それぞれ各市ばらばらでございまして、そのうち、12月に出たもの、それが6月に出たもの、それぞれ発表させていただきますが、12月に出たものについては、5市ございまして、すべて不採択となっております。この6月に出たものは、私共の会期とほぼ同じですので、現在、継続で審議中ということで、まだ、審議結果が出ている市がございません。ほか、提出のない市が5市ございますが、こちらについては、こういった請願、陳情がないということで、回答が来ております。以上です。

**委員長** 継続審査の意見が出されましたので、継続審査とするかを諮ります。請願6月第2号、憲法で保障された国民の生存権を守り、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

**委員長** 挙手多数と認め、請願6月第2号については、継続審査とすることに決しました。

10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

**委員長** それでは休憩を解いて再開をいたします。

### 陳情平成20年3月第3号 保険業法から共済制度の適用除外を求める陳情

**委員長** 次の議題は、継続になっております陳情3月第3号についてを議題といたします。保険業法から共済制度の適用除外を求める陳情。これについて、他市の状況をわかりましたら。

**議事事務局** 保険業法から共済制度の適用除外を求める陳情について、他市の請願、陳情審査結果を御報告いたします。受理をしている市が17市でございまして、採択1市、趣旨採択が2市、この採択、趣旨採択のうちから2市、意見書が出ております。また不採択が5市、継続が1市。この6月の審査前という市が3市ございます。その他、陳情だったために配布のみという市もございまして、配布のみという扱い、聞きおくという扱い、同じくですが、こちらの方が5市ございます。以上です。

**委員長** これについて、委員の皆さまの意見はございますか。

**鈴木明子委員** 私は、採択という立場ですが、この要旨のところにも載っていますけれども、各団体が、目的の1つとして、構成員のために自主的に、堅実にやっている共済制度が存続できなくなるということについて、存続させていきたいということで、ぜひという陳情だというふうに思います。やはり、大手の株式会社というか、保険会社は、利潤を上げないといけないというところでしょうけれども、ここは、利潤を上げずに、お互いに互助ということで、制度を維持してきている、非常にボランティア的に進めてきているというような、そういうところもあるとお聞きしていますので、そういう精神が活かせるように、小さいところはどんどん切り捨てられて、大手の保険会社だけが残っていくというようなことになっていくとまずいというふうに思いますので、この陳情は採択でいくべきだと思います。

**永田公由委員** これは、国の動きはどうなっているかわかりますか。

これは、3月31日でしよう、経過措置の期限は。だから、もう、切れているわけですね。切れて、新しく始まっているということですね、制度自体は。そういう解釈でいいことですね。

**鈴木明子委員** でも、その先に、いろいろ特例措置とか、いろいろ。制度自体は、まだ続いて行われている。

**永田公由委員** わからないようなので、もう一度継続としてみてもは。事務方でも調べてみてくれないですか。

**委員長** ただ今、継続の意見が出されましたが、継続審査とするかを諮ります。陳情3月第3号について、継続審査にすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

**委員長** それでは、賛成多数と認め、継続審査とすることに決しました。

**陳情6月第1号 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のまちづくり宣言」採択にかかわる陳情**

**委員長** 続きまして、陳情6月第1号、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のまちづくり宣言」採択にかかわる陳情についてを議題といたします。皆さんの御意見はありますか。他市の状況はわかりますか。

**議会事務局主事** 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のまちづくり宣言」採択にかかわる陳情の請願、陳情の審査結果ですけれども、こちら、8市受理しております、8市とも審査前ということで、まだ現在、審査をしていない状況でございます。以上です。

**永田公由委員** 塩尻市は、男女共同参画都市宣言は全国でも早かったし、条例を作ったのも早かったし、少しダブル部分はあると思いますけれど、こういった宣言をして、別に塩尻市にとって不利益とか、そういうことはないと思いますので採択をして、ぜひ、行政側でこういったまちづくり宣言、これに付け加えることがあれば付け加えてもらったり、直すところがあれば直してもらって、できるだけ、いわゆるデメリット、不利益がなければ、こういった宣言をしてもいいと思いますので、私は採択です。

**古畑秀夫委員** 私も採択に賛成ですが、今、働き過ぎということが問題になっていたり、先日は、エプソンの方が、結局、海外出張中に途中で亡くなられて、結局、労災認定に、裁判で勝ったわけですけれども、そういうことで、まだ、まだ、騒がれていてもなかなか働き過ぎというか、そういう状態というのは続いていて、一方では、仕事がなく、フリーターだとか、いろいろな不安定、非正規の雇用者も大勢いるというようなことなので、いろいろ矛盾のある中で、ぜひ、こういうことを採択いただいて、社会全体がそういう方向に向かうような、そういうことは大事なことだと思いますので、採択してよろしいと思います。

**金田興一委員** 少し教えてほしいのですけれど、まちづくりの宣言を採択したあとの取り扱いはどうなるのですか。

**委員長** これの場合ですか。陳情だから採択をするだけ。

**永田公由委員** 意見書を出せとかそういうのではない。市側で宣言するかどうかという話で。

**金田興一委員** それは、向うの勝手ということで、ただ、こちらは、いわゆる参考にしていただくことだけだから、ということになるわけですか。

**委員長** そういことです。

**鈴木明子委員** これは、地方の各自治体に提出されている。国へも出しているということですか。

**議会事務局主事** こちらは、本日審議していただいています陳情を採択した場合ですけれども、市の議会としてその宣言すべきだ、塩尻市がすべきだという意見を言うことになりますので、国に対して特に何かをするということではなくて、議会が市の執行側にその権限をすべきだという意見を言うだけのものになります。聞いた執行部側がどう判断するかというのは、また、それについては、次の定例会になると思いますけれども。

**永田公由委員** 連合が国へも出しているかということですか。

**議会事務局主事** このワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和については、陳情書の中にもありますけれども、平成19年12月18日に内閣府において、そういった仕事と生活の調和憲章というものを策定しております、それぞれ関係者が持つ役割というものを、この憲章、また、行動指針というものを国として上げるということで行われているものですので、国からのこういった憲章であり、行動指針というものが示されているという形になっております。

**副委員長** 今のまちづくり宣言の中にありますが、仕事と生活の調和を実施している企業への支援とかいうものは、男女共同参画の中にも、市事業者、市民への、それぞれへの周知とか、いろいろ市でも働きかけていると思いますので、先ほど、永田委員が言われましたが、質的にはダブっている面もありますが、今の働く者の立場としては、大変過重労働等の中で、こういう宣言をして、企業が姿勢を変えれば、私もいいということで、ここで採択してほしいと思います。

**塩原政治委員** 基本的には、副委員長が言ったとおりと思うけれど、確かに、本来、いろいろな残業代の問題で、パートの人に払うとか、支店長に払うとか、いろいろな方向で見直されてきた。それから、今度は日雇い労働の派遣もだめだということになっているし、そういう意味では、企業は、いろいろなことで、また、違う方向を探っている。採択なら採択でもいいのではないのでしょうか。

**委員長** ほかによろしいでしょうか。

採択という意見が出されておりますが、当委員会の審査結果は、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 全員一致かどうかというのは、微妙なところなのですけれども。

では、全員一致を持ちまして採択と、陳情6月第1号、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のまちづくり宣言」採択にかかわる陳情につきましては、採択といたします。

以上を持ちまして、6月総務環境委員会の審査を終了といたします。

その他で何かありませんか。

**協働企画部長** 消防の広域化の件でございますけれども、総務環境委員の中にも広域の議員さんがおいでになりますけれども、7月4日に臨時議会がございます。その際に広域消防の今の進捗状況、この関係が議題になりますけれども、詳しくは、19日に全員協議会がございますので、その際にお話をさせていただきます。2月の全協のときに、広域消防につきましては、2ブロックの方向でいきますよというお話をさせていただきましたけれども、4月1日に松本合庁の中に事務局ができたということ、それから、現在、任意の協議会組織の設立に向けて、これは、8月から9月頃と言われていますけれども、今、準備の段階に入っていると、こういう状況をそれぞれの各議会に説明をしておきなさいと、こういうことでございましたので、19日には、そのような形の報告をさせていただきますので、よろしく願います。以上です。

#### 閉会中の継続審査申し出

**総務部長** 閉会中の継続審査についてお願いをしたいと思います。閉会中も、総務部、協働企画部、市民環境事業部、それぞれ重要事業を抱えておりますので、協議会等お願いをする場合がありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 理事者あいさつ

**委員長** 理事者側からあいさつがあれば。

**副市長** 慎重な御審議をいただきまして、それぞれ提案申し上げました案件につきまして、お認めをいただきましてありがとうございました。一部、委員会以外とうことで、いろいろな御意見等を賜りました。一部、答えられない部分については、明日、また、委員会がございますので、そちらでやらさせていただきますと思いますので、よろしくお願

いしたいと思います。どうもありがとうございました。

**委員長** 以上を持ちまして6月定例会総務環境委員会を閉会とします。御苦勞様でした。

午後12時11分 閉会

平成20年6月16日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 中原 巳年男 印